

学位論文審査報告

別府三奈子

「米国ジャーナリズムの職業規範に関する
史的分析—20世紀初頭におけるプロフェッション論の
理念形成と制度構築の経緯を中心に」

〔論文の概要〕

日米のジャーナリズムを比較してみると、編集権に対する意識の相違、記者クラブの存在の有無、企業ジャーナリストと呼ばれる特色の有無など、職業の基底部に大きな隔たりのある部分がある。このような「ジャーナリズムにおける日米の体温差」は、職業観や職業意識の差からくるものと筆者はみている。それでは、アメリカにおいてジャーナリズムの職業観を構成している意識の源流はどこにあるのだろうか。それを探りあてる試みが、本研究である。

19世紀後半から1920年代にかけて、アメリカのジャーナリズムは、営利追及や国防と言論の自由の間に横たわる、マス・メディアが生来的に内包する自己矛盾を露呈するような諸問題に直面した。ひとつはメディアのセンセーションナリズムであり、もうひとつは第一次世界大戦中の言論統制である。アメリカのマス・メディア（新聞と雑誌）が初めて直面したこれらの問題は、ジャーナリズムに携わる人びと自身の職業の重要性に対する新たな自覚と、改善の必要性に対する認識を生んだ。

本論文は、こうした時代の流れの中で生まれたジャーナリズム・プロフェッション論の理念の形成経緯、および、その理念を実現するために必要な制度の骨格作りの経緯について、19世紀後半から20世紀初頭を中心として文献研究により分析を試みたものである。

本論文の構成は、5章だてになっている。

第1章の「ジャーナリズム・プロフェッション論概説」では、職業社会学の立場からみたプロフェッション論の特徴と、アメリカにおけるジャーナリズムのプロフェッション化の流れを俯瞰している。

ここでは、アメリカのジャーナリズムにおけるプロフェッション化のプロセスを、3段階にわけて記述した。第1段階は独立以来1903年までとし、職業理念形成の模索期と位置づけている。第2段階は1904年から1924年までとし、あるべき職業理念として唱道されているジャーナリズム・プロフェッション論がいかにか社会制度の形をとっていくのか、その特徴を教育面と職業面から概説した。第3段階は1923年と24年に相次いで形成された職業上での職能団体による倫理綱領の制定と、教育上での学部認定制度の制定について、その意義にふれた。

さらに、19世紀の規範研究者であるガルシアのモデルを例にして、ジャーナリズム・プロフェッション論の図式化を試み、プロフェッション論のキー概念である、パブリック・サービス論に言及した。

第2章は、「プレス批判の系譜」の全体把握にあてた。職業規範の模索や改善の必要性は、職業をめぐる内外の批判に方向づけられる。プロフェッションという職業規範を選択するに至った時代背景を理解するためには、プレス批判の流れを押さえておくことが必要不可欠である。

本章では、特に20世紀初頭にプロフェッション制度の構築に影響があったプレス批判を時系列で記述した。現在は、巨大メディア資本によるジャーナリズムの圧迫によせられる批判が大きい。しかし、20世紀初頭には、不確実な情報提供に対する批判と、その改善のための文章論や記者免許制などに議論の中心が集中している点に特色がある。この時期に、「誰のための」「何のための」プレスかが、繰り返し議論されている。アメリカのジャーナリズムにおける「読者のため」「パブリック・サービスのため」という方向づけと、そのための文章作法のルール化は、この時期に模索され、マニュアル本や講義テキストの形をとって普及されていったものである。

第3章は「ジャーナリスト育成理念の模索（1777-1903年）」である。改善の必要性が認識されたにせよ、それとプロフェッション論が結びついた理由の一部には、アメリカのその時代の社会風土としての特殊性が見逃せない。ここでは、なぜプロフェッション論なのか、なぜ教育なのか、というふたつの疑問を解くために、当時の社会改良運動の風潮や教育改革の流れと、ジャーナリズム改善の動きを連動させ、ジャーナリズム改革運動の性格を立体的に分析するように努めた。

19世紀後半に成功するセツルメントなどの社会改良運動や、モリル法の施

行などによる教育制度改革などの成功の恩恵をジャーナリズムが受けるのは、20世紀になってからである。19世紀後半におけるジャーナリズム改善の動きそのものは散発的で、模索と失敗が続いている。しかし、この時期に行われた議論や失敗した試みが、やがて他の改良の動きを手本としつつ、20世紀前半のジャーナリズム・エデュケーション・ムーブメントに結びついていったのである。

第4章は、ジョゼフ・ピューリツァーの足跡の中で、特にジャーナリズムのプロフェッション化に関する部分の掘り起こしにあてた。ピューリツァーは、ジャーナリストを「編集」に特化したプロフェッションであると明確に定義づけ、さらに編集プロフェッションとしてのジャーナリストを輩出するためには大学におけるプロフェッション教育施設とプロフェッション知識体系の形成が必要であると唱道し、行動した。

ピューリツァーのジャーナリズム・プロフェッション論には、3方向からの強い抵抗があった。第1は、新聞界・大学界双方からの「大学記者教育無用論」に立脚した批判である。第2は、寄付先のコロンビア大学総長との、寄付構想の実現を託す諮問委員会の人選をめぐる対立である。第3は、教育の必要性は認めつつも、プロフェッション教育までは不要である、一般教育で十分である、という教育方法を巡る記者教育賛成者間の対立である。ピューリツァーはこれらのひとつひとつに反論を加え、巨額の財産を死後にたくしつ、プロフェッション教育の場の創出にこだわり続け、実現した。

ピューリツァーに対する日本での評価はあいまいで低い。イエロー・ジャーナリズムは有名だが、ニュー・ジャーナリズムの貢献はあまり評価されていない。しかし、ピューリツァーに対する評価ができないこと自体、アメリカのジャーナリズムを方向づけてきたプロフェッション論の重みを理解していないことのあらわれである。史実に対する誤解も多い。本章では、先行研究の不備を修正・補完する目的もかね、これらの壁をピューリツァーが乗り越えていく経緯について、史実の詳細記述にも紙面をさいた

第5章は、4章でのピューリツァーの言動に代表されるジャーナリズム・プロフェッションの理念が、単なる一理想形にとどまらず、その後百年のアメリカの職業観を方向づける規範として定着するに至った経緯の掘り起こしにあてた。

現在のアメリカでジャーナリズム改善に大きく貢献しているのは、様々な

職能団体と大学教育である。すなわち、A S N E（米国新聞編集者協会：1922年設立）に代表される記者個人の職能団体と、A E J M C（米国ジャーナリズム&マス・コミュニケーション学会：1912年設立）に代表されるジャーナリズム研究・教育者の団体という2つの車輪および実践の場と教育の場の人的・質的相互交流というシャフト（大学ジャーナリズム学部認定基準制度：1924年制定）である。この「2つの車輪およびシャフト」という3つのパーツから成る社会システムの骨格は、ジャーナリズム・プロフェッション唱道者の代表格だったウィスコンシン大学のウィラード・ブライヤー博士（Willard G. Bleyer：1873-1935）が関わって作られている。

別の見方をするなら、ブライヤーの「ジャーナリズムは“パブリック”のためのサービス業であり、免許制度に拘束される組織体を持たない専門機能（unorganized profession）である」というジャーナリズム理念が、当時の記者や学者たちから広く支持された、ということである。また、この理念のもとに働くジャーナリストを育てるには、総合大学で施す編集プロフェッションのための専門教育課程「ブライヤー・アプローチ」が適している、というコンセンサスができていったことをも意味している。

現在の日本には、ジャーナリズムのプロフェッション教育施設がひとつもない。さらに、ジャーナリズムの規範を支え改善するシステムとしてのアカデミズムとジャーナリズムの交流もほとんどない。本章は、この日本の現状を意識しながらの記述となった。具体的には、①プロフェッションの制度構築に尽力したブライヤーのジャーナリズム論の内容、②プロフェッション教育を提供する学部の認定基準制度構築にいたる教育界内部の議論の流れ、③プロフェッション制度を支えるアカデミズムとジャーナリズムの連携部分を支えるシグマ・デルタ・カイ（SDX）の創設と活動の変化、④これらの組織や制度をつらぬくプロフェッションの理念を継承したブライヤーの教え子たち（ブライヤー・チルドレン）の特徴、という4方向から、プロフェッション制度の骨格に関する形成経緯を記述した。

SDXは、大学教育の場でプロフェッション唱道者たちが強力に方向づけをすることで成長しており、その後のアカデミズムとジャーナリズムをつなぐ非常に重要な組織である。ブライヤーズ・チルドレンたちは、その後の制度構築の充実を担うことになる重要なファクターである。

以上の5章をもって、アメリカにおけるジャーナリズム・プロフェッショ

ン論の源流に関する研究となっている。なお、研究資料として、次の5項目が取められている。

- ・ジャーナリズム・プロフェッション論関連年表
- ・主要ジャーナリズム・エドゥケーター略歴ファイル
- ・『ジャーナリズム・クォーターリー』誌関連論文リスト（1924-1963年）
- ・『クイル』誌関連論文リスト（1912-1935年）
- ・ピュリツァー論文（1904年）全訳

[論文の評価]

米国では、ジャーナリストを医師や弁護士と同様にプロフェッションと見なそうとする考え方が、大学におけるジャーナリズム教育のなかで大きな流れを形づくってきた。本論文は、そうした考え方の淵源にさかのぼって、それが形成されていく過程と、それに基づいて大学でのジャーナリズム教育が構築されていく経緯を、19世紀後半から20世紀前半にかけて詳細に分析したものである。

その際、「ジャーナリズム・プロフェッション論」、すなわちジャーナリストはひとつのプロフェッションであり、そのアイデンティティはパブリック・サービスにあるという捉え方に一貫して立つ。そして、「ジャーナリズム・プロフェッション論」という知的潮流を浮かび上げさせ、その系譜を歴史的にたどり、その内容を解明している。その系譜を踏まえうえて、ジャーナリズム教育の問題をめぐる今日の米国における矛盾と葛藤をよく描き出している。また、日本の状況への的確な示唆も与えている。

また本論文は、米国ジャーナリズム精神の成立を追及しているとも言えよう。つまり、プロフェッションというひとつの特定テーマの入り口から入り込んで、結果的には米国ジャーナリズム精神とか、ジャーナリズム思想の根幹に触れる形になっており、この点でも興味深い論文と言える。少なくとも、日本における米国ジャーナリズム研究のなかで、ジャーナリズム精神の本質と関連させた形でのプロフェッション論について、体系的かつ本格的に追及した論文はほとんど見当たらないと言っても過言ではないだろう。その点でも、本論文は十分、博士論文として認めるに値する。

執筆者の問題意識は、基本的に次の二つの点から出発している。第一は、1990年代にアメリカのジャーナリズムの現場で頻発した不祥事がジャーナリ

別府三奈子

ズム教育と関わっているのではないかと考えたこと。第二は、執筆者自身が体験した日米双方のジャーナリズムの違いもまた、両国のジャーナリズム教育のあり方と関わりをもっているのではないかと考えたこと、である。これらの視点は執筆者独自のもので、きわめてユニークと評価していい。

執筆者の問題意識の明解さ、視点の一貫性、歴史資料および文献の渉猟の広さ、史料分析の手堅さなどにおいて優れた論文となっており、上述したように日本の学界においてこのようなテーマではかつてない本格的な研究であり、その独創性の高さを認める。とくに国内外の単行本から学会（とくにA E J M）の論文、モノグラフなど多岐にわたり、プロフェッション化の経緯を3段階に時代区分をするなど、示唆にとむ視点をもって分析している。また多くのジャーナリズム教育者をきめ細かに追跡している手法は評価される。

他方、史料や史的記述に寄りかかり過ぎて、資料紹介の域を出ない個所も散見される。史料を提示するだけでなく、それを活用し、それを組み込んで筆者自身の議論を展開して欲しいところがある。ブライヤー・アプローチと呼ばれる、社会科学的なプロフェッショナル教育について、その考え方と重要性は理解できるが、その実際の内容、具体的な教授法などについては必ずしもよく伝わってこないのは残念である。

しかしながら、それらは今後の課題として筆者のさらなる研究を願うものであり、本論文がジャーナリズムをひとつの社会制度として把握し、その立場からジャーナリストの職業規範とその制度化に必要な教育システムの問題を米国の歴史過程のなかで実証的に分析している研究の意義を高く評価し、学位（博士）の授与にふさわしいものと判断する。

【結 論】

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 鈴木 雄雅

副査・委員 藤田 博司

副査・委員 武市 英雄 (大妻女子大学文学部・教授)

副査・委員 花田 達朗 (東京大学社会情報研究所・教授)

学位論文審査報告

金 大煥

「齋藤実の『文化政治』と朝鮮民族ジャーナリズム史研究
— (1920-1940) —」

[論文の概要]

日本統治下における朝鮮言論界、朝鮮の有力新聞が国家独立のためにどのような報道を行ったのか。それは朝鮮民衆にいかなる影響を及ぼしたのか、という問いについては様々な側面から考察することができよう。この時期の代表的研究としては、日本の植民地政策からの観点で1905年から45年までの対韓言論、宣伝を分析している金圭煥論文(1959年)、朝鮮半島における新聞成立から植民地下における言論対策における日本の影響などを分析した李鍊論文(1984年)のように、日本の植民地支配に韓国の言論はいかに対処したか、または戦ってきたかという観点からの研究、論述が多かった。それらを踏まえて、本論は統治下にあった朝鮮の民間新聞(以下、民族新聞)に焦点をあて、新しい研究分野を切り開こうと試みているのが特徴である。

日本による朝鮮植民地政策は、1919年3月1日に起きた大規模な反日運動「三・一独立運動」をきっかけに、武断統治からいわゆる「文化統治」への政策転換を余儀なくされた。その文化統治期において、日本が実施した植民地朝鮮の言論政策や宣伝政策に対して、いわゆる民族新聞が、その政策の本質をどのように把握しながらも、いかに対処したのか。当時の最重要課題であった国家独立のために民族新聞がどのような貢献をしたのか、そしてどのような過ちをおかしたのか、というのが筆者の問題意識である。

従って、本論は、文化統治期に日本の植民地言論政策のなかから生まれた民族言論が統治者側政策の本質をどのように把握し、いかに対処したかの生成過程を分析することにより、従来の韓国言論史における民族言論の役割・機能を再評価することを目的としたものである。

全体は7章の本文170頁余と付録資料からの構成である。

問題提起および研究目的を叙述した第1章では、韓国言論史の先行研究を丁寧には渉し、批判と検討を加えている。韓国近代言論の前史（第1章第3節）として三・一独立運動が起きた1919年までの朝鮮言論界と、同年着任した斎藤実総督の文化統治を論述することで、本論文の骨格となる民族新聞の誕生前史とその本質的役割を説明した第2章までが導入の部分である。

第3章から新しく出現した、いわゆる民族新聞創刊時の論調と、その新聞に期待を寄せる朝鮮民衆の動向を描いている。とくに中心的役割をはたし「民族紙」と称する3紙のうち『朝鮮日報』『東亜日報』紙に着目し、言論が植民地社会の独立に向けての闘いをはじめた過程を述べている。第4章では、その民族新聞が社会・政治的状况の変化とともに掲載社説が巻き起こした事件、運動により変貌していく過程を、さらに第5章は文化統治時代、植民地統制のなかで支配者側が言論をいかようにコントロールしたか、また民族紙といえども必ずしも一枚岩でもなかった事実を提示している。『東亜日報』が親日的自治運動論を展開したが、新聞の編集に携わる現場と、経営陣との対立が起きた事例を引用しつつ、文化運動が民族解放闘争の精神を鈍化させる側面をもち、一見すれば華々しい文句による言論の展開における危険性を見事に浮き彫りしている。

第6章では、一方で言論が国家の植民地主義を唱導する機能ももちえていることを論述している。総督府の文化政治の戦略的代表紙であった『京城日報』（1906年創刊）をとりあげ、満州事変（1931年）後の民族新聞の親日的論調への変化、親日言論報国ぶりに焦点を当てている。第7章は6章までの要約と検証された結果、今後の研究課題を提示している。

筆者によれば、日本による文化統治政策は、日韓併合（1910年）直後から憲兵警察の支配に抵抗して成長した朝鮮民衆の抗日闘争の力量と、植民地収奪の深化により高揚された朝鮮民族の独立闘争に対処するための、支配者側の新しい統治方式であったと位置付けている。三・一運動以前の朝鮮社会は半封建的な生産関係が支配的であり、民族資本による産業資本が未形成であった。封建経済の基本形態も地主制であり、両班・儒生・官公吏らが、封建的土地所有者として小作農（佃戸）を支配し、搾取する社会であった。

このような社会・経済背景から、民間新聞の誕生の基礎となる資本が民族資本で形成される以前に、佃戸からの搾取に基づいて成立したことは理解で

きるにしても、それが民族資本として育成発展されたとは言えない。なぜなら、植民地主義勢力は、旧来の封建勢力が植民地支配の有用なパートナーであることをよく認識していたからである。換言すれば、旧来の支配層である封建的統治者は外来の侵略勢力と結び、売国的行為を繰り返しながら、新来の支配者による植民地支配のパートナーになることを選び、同時に、新来者は植民地経営において自らが独占的支配するよりも、封建的同盟者を前面にたて植民地政策の推進を促す道を選択したのである。筆者は、武断政治から変貌した文化政策はそのような必要性から懐柔した実際的内容として現れた、ととらえている。

山辺健太郎（1966ほか）を引用しつつ、三・一運動後の文化統治への政策転換の本質は、植民統治の根本的な変化ではなく、併合後から育成された独立のための朝鮮民衆の抵抗にぶつかり、ムチのみの統治方式からアメとムチという両面政策に転換せざるを得なくなっただけで、何も変わっていなかったと指摘する。「文化統治」を掲げた斎藤実総督の政策は、前任の寺内、長谷川両総督と本質的にはさして違いがなかったこと、斎藤総督の文化政治も、その本質は武断統治であったことが、民族新聞の盛衰に大きな意味をもつ。その文化政策を構想した中心人物—当時の首相原敬と山縣伊三朗、斎藤実、水野錬太郎、宋秉峻（ソン・ビョンチュン）—らのマイクロフィルム、書簡類を分析、検討した結果である。

原敬や親日団体「同光会」の宋秉峻らが策略し、水野錬太郎政務総監と機密費の増額、新聞発行に関する事務的な問題などを解決したうえで、朝鮮語新聞の発行が政策上で具体化された。原との政策的妥協を図った水野総監は「朝鮮統治要綱」を発表したが、従来の言論政策とは異なる各地（内地と植民地）の実情にあった言論政策の施行に至った過程を検証している。その結果として誕生したのが民間新聞—『東亜日報』『朝鮮日報』『時事新聞』（いずれも1920年創刊）の3紙である。

こうして創刊された民間新聞は自ら民族紙という名分で朝鮮民衆の代弁者たることを唱えたが、民族新聞としての役割を果たすよりは、次第に朝鮮民衆の期待に背く論調をとるようになる。すなわち、民族新聞・新聞人らは、武装抗日路線を排して、総督府が追求した合法的な枠の範囲で妥協する結果を招いてしまったのである。とくに『東亜日報』が創刊初期に見せた高い理想と気概や情熱は、実は新聞経営を安定させるために、当時の朝鮮民衆の独

立意志を利用した企業利得としてしか理解しかねない内実が明らかにされている。『東亜日報』は支配者側の論理、すなわち総督府が許す限りの範囲で、朝鮮の独立より、朝鮮民族の短所や無能を論じ、結果的には朝鮮の独立は不可能であるという親日的自治運動論を展開した事実を提示した。

こうした論調は、「民族的経綸」掲載と、「朴春琴」事件でエスカレートした。1924年の「民族的経綸」事件と「朴春琴」脅迫事件により、『東亜日報』は混乱に陥る。このとき記者たちによって行われたのが「東亜日報改革運動」であった。しかし、改革運動は総督府の圧力と『東亜日報』経営陣との妨害工作によって失敗に終わり、中堅幹部をはじめ、多くの記者たちが東亜日報社から離れてしまうことになる。

結局、2回に及ぶ記者たちの大量離職の後、東亜日報社の改革運動は挫折。社史には、この改革運動があたかも社会主義系列の煽動による事件として、また当時の李相協・編集局長と宋鎮禹・社長との不和から起因したように記録されているが、この事実は、韓国現代史のなかで起きた、1974年の「自由言論実践」を要求した『東亜日報』社記者たちを大量解職した「東亜日報事態（東亜自由言論守護闘争委員会事件－東亜闘委事件）」と、多くの共通点を引き出すことができる。

2つの事件は、時代的には別の事件であったが、社会の公器としての言論と、その木鐸としての記者を社会的公人ではなく、個人の私有財産としてみなしていた経営者と、言論を思いのままに統制したがる権力者との癒着が造った事件であった。こうした言論の構造的な問題は、韓国言論界に事あるごとに表出する。時の権力側と経営者との癒着関係、言論の自由のために戦いながらもいつも記者たちが犠牲になるという構造は、いまなお続いている。その構造原因のひとつが日本植民地下における民間新聞の誕生から始まった、と筆者は分析、指摘している。

ところで、この時期に民族言論が行った文化事業運動は、民族文化の開発と滋養に力走して、朝鮮の文化向上に寄与した面も多く見られる。しかし、植民地統治を正面から批判する代わりに、ただ単に具体的な施策—とくに教育や民生問題などに、総督府の善処を要望しながら、植民地からの民族独立という根源的な事実には目を向けず、増面競争に熱中したこともまた事実である。それは、娯楽、婦人問題、体育、芸術、文化などに力を入れ、民族文化の発掘も一種の復古主義へと進められ、生活改善、豊かな生活の追求とい

う個人的な次元に民衆を閉じ込め、植民地統治という政治的現実と、経済・道徳・教育・文化などを切り離して、積極的な民族解放闘争の精神を鈍化させる一翼を担いだ一面ととらえられよう。

『朝鮮日報』『東亜日報』両紙が繰り広げた文化運動は、民族文化の発掘および保存運動として寄与した面も少なくなかったが、1932年から宇垣一成総督が政策として押し進めた心理開発や自力更生、農工並進、農漁村の振興運動の下、むしろ日本の大陸侵略戦争遂行のための物的・人的資源の収奪や動員を、側面から支援する結果を生み出した。さらには民族思想を絶滅させようとする政策に、積極的に協力したのも一部の民族新聞であった。

日本が侵略戦争を拡大するにつれて、言論統制の主な対象は、やはり民族側言論であった。『東亜日報』『朝鮮日報』『朝鮮中央日報』などの代表的民族新聞はその存続を当局に認めさせるための対価として、その論調や紙面から総督府に対する批判をほとんどなくしてしまう。とくに日中戦争後の改良主義者、民族主義者の対日協力は、それが自発的な意思によって行われなかったとしても、民族的立場からは、許されない罪過であった。なかでも筆者は、「志願兵」の勧誘、物資金品供出の督励などは、民族の血と財産を売り渡す行為とみなしている。

筆者は、言論報国をもって植民地総督府に忠誠を尽くす姿勢、「親日言論報国」と化した民族紙の協力態勢は再評価されなければならない、と指摘する。『東亜日報』『朝鮮日報』など総督府が許可した民間言論も、体制批判が許容されない言論環境のなかで、政治体制に支障を及ぼさない限り2千万民衆を代表する表現機関であるかのように振舞った。停刊と押収などの行政処分や司法処分などが繰り返されながらも、実は植民地統制体制に望ましい言論機関に育成されてしまったのである。

三・一独立運動以降、国権回復への民族感情が充満した当時、民族の名を標榜することが、企業にとって最も貴重な資本とさえなった。その結果、1920年以降の『朝鮮日報』『東亜日報』両紙は、「民族精神の涵養」、「新文化建設」など華々しい謳い文句の下で、実は実力養成主義、自治論などを主張しては民族独立勢力を批難し、政治体制が期待する言論報国紙のような役割を自負してしまった。いわゆる「日の丸抹消」事件（1938年）と日中戦争を契機に、それは忠誠競争に入るようになる。植民地下言論で、朝鮮民族において最も重要なことは祖国の解放であった。しかし、その末期には抵抗らし

い抵抗もできず、体制に準じる民族新聞の存在は、抵抗した植民地言論という通説の歴史観のなかで、再評価されなければならないだろう。

〔論文の評価〕

朝鮮（韓国）における近代新聞の研究は、日本をはじめとした諸外国の影響をぬきにして語ることはできない。とくに20世紀前半における日本の統治支配は、朝鮮の新聞や言論のあらゆる面を規定したことは言うまでもない。本論文はその政策転換に大きな影響を与えた1919年の三・一独立運動による武断政治からの文化政治へ過程で誕生した民族紙、民族ジャーナリズムに関する研究として、筆者があらたな地平線を切り開こうとしたものである。本研究はそうした、未開拓の分野に目を向けた着眼性、これまでの朝鮮総督府または権力側からの言論弾圧や統制にかかわる研究から一步脱して、朝鮮民衆からの視点と統治側への抵抗を示した民族ジャーナリズムの生成過程を論じようという試み、さらに日本語・漢語・ハングル語が使いこなせることで日韓双方の資料を駆使した点などに、独創性とこれまでの研究論文を越える優位性がある。

本論文は既存の研究をうけて、植民地統治が武断政治から文化政治へ転換し、植民地下の朝鮮で民族紙が登場した1920年代から、それらが強制的廃刊に追い込まれた1940年代までを対象に検討、考察を加えている。そこには、これまでの通史的観点から一步詳細な分析、検討を試みようとした意欲がうかがえる。同時に本論文では、通説の韓国言論史の時代区分をさらに、1920年から23年までの三・一独立運動の影響を受けた1期、24年から29年に至る種々理論的闘争が展開された2期、30年から36年までの総督府と良好な関係をもちつつ、新聞の事業拡張と競争に明け暮れた3期、37年から40年の民族史が廃刊されるまでの親日言論時代、の4期に分類している。それは包括的、かつ歴史横断的な言論史研究が多い中で、縦に掘り下げる分析が必要な時代に入ったことを意味し、その分類の明解さとともに評価できる。

次に、斎藤実朝鮮総督に注目して論を進めた点は注目に値する。三・一独立運動は、従来の武断統治方針に疑問を呈するきっかけとなった。責任をとった長谷川好道総督の辞任を受けて着任した斎藤総督は、日本帝国に対する朝鮮社会からの批判や抑圧の不満が、ますます先鋭化し過激化する時代にそ

の任を受けたことになる。民族紙の登場は、三一独立運動による植民地独立に対する確固とした意思が社会から示されたにしても、融和・懐柔政策に転じた植民地統治の結果から生じたものととらえられる側面もある。勃興から消滅にいたる過程で民族紙は民衆が期待した機能—独立という民族的希求—を十分に発するどころか、実は本質的な部分で本来とるべき行動、意思表示を行わなかったという、民族言論活動が落とした暗い影であることを指摘している。そうした「負」の歴史を真正面からとりあげたことは評価されよう。

一般に、朝鮮植民地統治に対する民族新聞は表面上常に反発する姿勢を示し、これに対する処罰として販売禁止や差止め処分にも耐えてきた、と理解されている。しかし、それは実は新聞経営の環境を向上させるため、民衆心理を効用させるだけのポーズだったのではないか、という側面も興味深い。「朝鮮民衆の独立意志を利用」した路線をとることによって、民族新聞は「武装抗日路線を廃して、日本帝国が追求した合法的な枠の範囲で妥協する結果を招いてしまった」と指摘し、植民地下で言論活動に携わった民族新聞は、いったい誰のためのメディアだったのかを問うているのである。これは大変重要な指摘で、歴史的アプローチから何を学ぶのか、という命題を投げかけている。

第三に、本論文が日韓両サイドの第一次資料にあたっている点、資料的価値が高い。日韓のメディアに関する研究では、資料の面で過去の負にかかわる資料の散逸、加えて歴史的資料は、韓国および日本の両国で負わなければならないが、その際日本語、ハングル語の両方が自由に使いこなせないことがこれまでの研究の限界でもあった。そのような中で、本論文は韓国にて多くの執筆時間を費やし、特に韓国の史資料に重点的にあたることによって論文に深みを加えようとしたところも評価できる。

第四は、一方的なジャーナリズム機能論ではなく、民族紙でなくとも容易に陥り易い、いわば言論活動の葛藤を浮き彫りにした視点をもっている点である。植民地統治という政治体制の下では、権力に対峙するはずの言論機能のもつ新聞が自己矛盾している事実を、民族紙の興亡をとおして浮き上がらせる一方、総督府機関紙の『京城日報』をとりあげ、新聞が国家の植民地主義を唱導する機能ももちえることを実証し比較しているからだ。多くの新聞人の苦悩をとりあげていることも評価される。

金 大煥

本研究の限界性については、すでに筆者が論文中で指摘しているが（第7章）、(1) 民族言論を『東亜日報』と『朝鮮日報』の2紙に限定してしまったことで、これを一般的な考察結果として、現在の韓国言論界が抱える矛盾のレベルにまでひき上げることは不可能であったことや、(2) 斎藤が掲げた「文化政治」がどのような過程を経て実行段階にうつされたのかという、政策過程に関する背景とより深い考察、(3) 新聞経営と民族言論展開の関連性により説得力のある資料提示の必要性などについては、研究と資料収集を継続することによってさらに深み加わることを期待する。

以上いくつかの課題と細部については不十分な点も見受けられるが、両国の史資料を活用し、歴史のかなたに横たわっていた植民地政策下の朝鮮言論の一側面を韓国言論の視点から具体的なテーマ性をもって掘り下げたことは、今後の日韓の新たな研究活動に重要な研究論文であると言える。

本研究の意義を高く評価し、学界に寄与する点が大きいと見え、博士（新聞学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

【結 論】

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条（論文博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長	鈴木 雄雅
副査・委員	金山 勉
副査・委員	春原 昭彦（上智大学名誉教授）
副査・委員	李 鍊（韓国・鮮文大学新聞放送学科・教授）

学位論文審査報告

韓 永學

「反論権に関する研究－日本における
反論権論の再構築を目指して－」

〔論文の概要〕

今日、報道による人権侵害の問題は日本のメディアとジャーナリズムが避けて通れない重大な課題であり、大きな社会的問題ともなっている。こうした状況も背景に、近年、表現・メディアへの法的規制をめぐる試み(いわゆるメディア規制法案)がにわかに浮上している。こうしたなか、従来の救済制度を点検し、表現の自由にしっかり立脚しつつ、個人の尊厳と人格を確保できる新たな救済の仕組みを積極的に探求していく営為が求められている。

本論文において、著者は、こうした状況も踏まえ、反論(権)の確保という方法での救済手段の意義を再検討し、そうした制度を日本でも積極的に導入し、構築する必要があると主張している。従来、反論権をめぐる研究は、大きく日本国内の裁判を扱った研究と海外の反論権制度を紹介した研究に大別できる。しかしながら、著者の評価によれば、まず前者については、「サンケイ新聞意見広告事件」を機に一定の広がりを見せたものの、裁判所が反論権の成立を否定したこともあり、反論権をめぐる多様な側面からの探求が十分になされず、反論権の法的保障の是非を含め大半の論点が具体化されないまま残されてしまった、とされる。一方、後者の研究では各国の反論権制度をそれぞれ独立に論じているにとどまり、日本での議論に結びつける論理が乏しく、必ずしも反論権の本質への十分な示唆を与えるものではなかった、と述べられている。

このような問題意識に基づいて本論文は、日本における反論権実現の可能性を明らかにすべく、法的・ジャーナリズム的観点から、反論権への体系的アプローチを試み、反論権の本質についての省察と諸外国での反論権の実際を踏まえたうえで、日本における反論権制度の導入に向けて必要な条件とその方向性を包括的に考察している。この論文の主眼は、反論権論の再考を通

韓 永學

して、情報の受け手（市民）の視点に立脚しつつ、表現の自由に適合的な救済制度の可能性を探求することにある。研究方法としては、主に文献考察による理論的アプローチがとられている。研究範囲は、①反論権の本質についての考察（第2章）、②諸外国における反論権とその運用の検討（第3章）、③日本における反論権論の再検討と日本の言論状況を踏まえた反論（権）制度の探求（第4章）など、大きく3つの研究主題につき考察が加えられている。

本論文の構成は次のとおりである。

はじめに

第1章 序論

第1節 問題の所在

第2節 研究目的及び研究主題

第3節 研究方法と範囲

第2章 反論権の本質

第1節 反論権の概念と沿革

第2節 反論権の性質

第3節 権利救済システムとしての反論権

第3章 外国にみる反論権

第1節 フランスにおける反論権

第2節 ドイツにおける反論権

第3節 韓国における反論権

第4節 アメリカにおける反論権

第5節 イギリスにおける反論権

第4章 日本における反論権論

第1節 反論権の沿革

第2節 反論権論の再考

第3節 反論（権）導入に向けて

第5章 結論

第1節 考察の要約と結論

第2節 これからの研究課題

著者によれば、報道により批判・攻撃を受けた者が無料で同一メディア、

同一スペースでの反論の機会を保障されることを内容とする反論権制度は、表現の自由の積極的な実現及び人格権の尊重という憲法的要請と深くかかわっており、他の法的救済手段、特に民事上の損害賠償に代替する諸手段とは区別される「報道被害」の救済手段である（第2章）。すなわち、実際に法的枠組みの下で反論権を保障している国々の検討に基づき（第3章）、反論権をめぐる紛争は最初から直ちに司法判断に委ねられ決着がつけられるのではなく、当事者間の交渉による問題解決が基礎となるため、国家権力の介入の度合いにつき他の法的救済手段と同一レベルでは議論し難い、とされる。そして、反論権は被害者の意思表示に基づいて反論の掲載（放送）が行われる点でも、裁判所が権利救済手段の提示やその中身に介入し得る他の権利回復手段と区別される、とも指摘されている。

また、論文によれば、被害者が、原報道内容が不法行為を構成すると判断し強制的な救済措置を望む場合は、当該メディアに反論報道の請求とその結果に関係なく、裁判所に反論報道を含め他の救済措置を求めることができるのであって、要するに、反論権は、民事上の不法行為の成立要件を満たさなくても、当該メディアに反論報道を迫ることができ、さらに当該メディアから反論報道を拒否された場合は、裁判所に反論権の実現を請求できる段階的で、なおかつ迅速・簡易な救済手段である、とされる。

さらに、フランス、ドイツ、韓国などにおける現行反論権制度の趣旨（第3章）からすると、反論権は意見・情報の流通において弱い立場にある受け手に一定の条件の下でその流通過程に接近・参加を保障し、メディアの無分別な表現活動を牽制する意味合いも大きいため、決して「報道被害」に対する救済手段（主観的権利としての側面）としてのみ理解されるべきではない、と著者は主張する。すなわち、反論権が結果的には権利救済手段として理解されても、その裏面には公的討論の場（フォーラム）を通じて表現の自由の実質的实现と意見・情報の多元性の確保という客観的権利としての側面が内在していることを見逃してはならない、というのである。

本質論的、比較法的な検討を通して、著者は反論権の意義を次の点に求めている。一つは、当該メディア側にとって、反論権は意図しなかったスペースを割かなければならないなど編集の自由への不当な介入につながり得る側面を持つが、他の救済手段に比べて萎縮効果はそれほど憂慮されず、問題とされた言論に対するもう一つの言論による対応という衡平性を考えると、有

効な手段として評価できるということである。第二に、究極的に情報の自由な流れを促進し、国民の「知る権利」に資することがメディアあるいはジャーナリズムの存在意義でもあるから、反論権が情報の一方的な流れを是正し真実の追究を目指す方向で定着できれば、ジャーナリズム活動を根本的に制約するものではない、という点である。そして第三に、真のジャーナリズム活動には、法的強制とは関係なく「報道被害者」に一定の反論・反駁の機会を許容することも予定しているのではないか、ということである。

ところが、反論権は決してすべての「報道被害」に有効な解決手段ではないことも論文では指摘されている。すなわち、反論権は原報道に対し反論・反駁の機会を提供することにより被害救済につながるような内容の「報道被害」には有効であるが、プライバシー侵害などの「報道被害」には適切な権利回復手段になるとは限らないからである。しかも、論文によれば、反論権が他の法的手段に比べてメディアに及ぼす萎縮効果が相対的に少なく、有効な権利回復手段とはいえ、その国際的な評価は必ずしも積極的なものばかりとはいえない。すなわち、反論権制度の普及と強化を図るヨーロッパと対照的に、アメリカは反論権規制の余地をほとんどなくしてきたからである。ただ、アメリカにしても、イギリスにしても反論権の法制化を進める動きが一部であったことは注視しなければならないことも付言されている。

第2章と第3章で明らかにした諸論点と考察内容を踏まえつつ、第4章では判例・学説とも反論権の憲法的位置づけに消極的な日本における反論権論が再考され、日本における反論権制度の可能性と方向性が探求されている。「サンケイ新聞意見広告事件」などでは反論権の憲法的根拠が否定され、また、学界でも多数説は反論権の法的承認に消極的であるが、筆者は、人格権と表現の自由の理念的再構築を踏まえ、反論権の憲法的根拠やその制度的定立の可能性が肯定される余地は残されていると考える。もちろんこの構想には、マス・コミュニケーションの全体的な文脈から憲法次元の吟味を含め、メディアの地位や「報道被害救済」の実態などにみる受け手の地位などについても検討が加えられる必要があることも論文では指摘されている。

しかし、反論権が憲法解釈の再構築によって表現の自由の一内容として定立されても、下位立法で反論権の具体像を明示しない限り、その実現には混乱が伴う、と著者は指摘する。「同一媒体・同一分量」という反論権の一般的な要件をそのまま適用するかどうかをはじめ、権利主体・客体、権利請求

のプロセス、反論の形式・期間など権利行使の要件や手続きは何を基準に運用するかという現実的な問題に直面するからである。この点を踏まえ、論文では、プレスにも、放送メディアにもともに反論権が及ぶことを基本としつつ、メディア規制の一環として強制的な反論権の実現を図った戦前の正誤・弁駁制度から脱却し、反論権を現代的に再構成する視座から、いくつかのオプションが提示・検討されている。

まず、第一のオプションとしているのは単一法としての反論権法（仮）の導入である。ここでの反論権は、諸般状況を鑑み、ドイツ型の反論権より厳格な条件下で運用されることが想定されている。すなわち、直接関係者に、しかも列挙した実質的要件をクリアした「事実報道」に限って反論権を認める限定的な仕組みである。第二オプションとして提示されている媒体別の個別法（仮）も、単一法で想定したコンセプトに基づいており、特に、放送メディアの場合は反論権的要素を含んでいる規定（放送法上の訂正・取消放送制度）を完全に反論権制度に転換することを試みている。ここでは、BRCのような第三者機関の活用も視野に収めている。

最後に、第3章で検討したイギリスの現状なども踏まえ、反論権は必ずしも法的枠組みに拠らなくてもその目標が達成できる可能性を秘めていると考え、論文は現行自主規制メカニズムを修正・補完することによる反論の保障を探っている。このオプションは、上記二つの選択肢の行方と関係なく、ある意味では反論の法的強制を含む国家規制を阻止するためにもメディア界の自発的取り組みの一環として高い評価が与えられている。今後、プレス界にもBRCのような業界横断的な自主・自律的苦情処理機関を創設することと、両方とも反論の保障とその実現を担保する仕組みが必要とされることが提案されている。

以上、本研究では反論権の本質と諸外国の実態を踏まえつつ、日本のマス・コミュニケーション状況を踏まえた反論の仕組みが構想されている。反論（権）実現に向けて提示したいくつかの可能性（法的・自主的）は、あくまでもオプションに過ぎず、選択肢間の優劣や比較評価を念頭に置いたものではない、と著者は言う。ただ、メディアの表現活動への制約に配慮しつつ、「報道被害者」ひいては受け手の表現の自由を尊重する観点から、反論という権利回復手段が有益であるとするれば、法制度的反論保障も考えられなくもないものの、特定のルールの下で自主的に反論が保障できる風土を醸成していく

努力がより重要であることが、論文では強調されている。

[論文の評価]

前記「論文の概要」の冒頭でも述べたように、この論文が取り組んだ反論権というテーマは、報道による権利侵害の救済手段としても、またメディアへの市民のアクセスの回路としても重要な理論的意義を担うものであり、「報道被害」の問題への市民からの厳しい批判の一方で、これに乗じて人権擁護法案などの形で国家規制を強めようとする動きが顕著な現在の日本にあって、きわめて重大な現実的意義をもつ課題でもある。この論文はこのように、学問的にも、実践的にも重要な意味をもつ課題に正面から挑んだ本格的な研究であるが、本論文の意義ないし成果として特に以下の諸点が指摘できる。

まず研究の内容的な側面についてであるが、第一に、何よりも本研究は、反論権についての日本ではじめてと言っていい、包括的で本格的な研究であるということである。反論権については憲法学を中心にサンケイ新聞対共産党意見広告事件の判例研究や欧米のいくつかの国に即した外国法研究など、先行研究がこれまでも蓄積されてきたし、その中には優れた成果が含まれているのも確かであるが、それらはいずれも個別的、部分的の研究にとどまってきた。本研究の画期的な意義は、反論権の本質、諸外国の制度についての比較法的考察、日本における関連制度や判例、理論の総括的検討、日本における反論権制度導入案の実践的提案など反論権の諸論点につき包括的、全般的な検討を加え、反論権の全体像に迫る成果を提示している点に求められる。ここでの成果は理論研究としても、実践的な提言としても、今後の反論権研究の基礎を据えるものとして高く評価できる。

本論文で扱っているテーマは、事柄の性格上、どうしても法学的な検討の対象として狭くとどまりがちであり、従来の研究もそうした傾向を帯びてきたが、反論権はジャーナリズム研究にとっても重要な研究対象である。本研究の第二の意義としてあげられるのは、この論文では、法的な検討をベースにしつつも、ジャーナリズム論的な視点や考察を取り込む努力が払われており、これが研究に幅と奥行きを与えるとともに、議論の説得性を高めていることである。この点は、例えば、反論権につきプレスの社会的責任論の基礎付けも試みたり、制度化のオプションとしてBRCやプレス・カウンスルなど自主規制的方法も射程に収めて検討しているところなどによく示されている。

第三に、本論文は比較法研究の点でもいくつかの新しい成果を具体的に生み出している。すなわち、ここでは、著者の母国である韓国も検討対象に入れることによって、欧米偏重になりがちだった従来の研究の欠点を一定補い、比較法研究に厚みを加えていることや、フェアネスドクトリン廃止後のアメリカにおける新しい状況もフォローしていることなどにこの点が窺える。また、従来の研究のように個別国家の制度を当該国の中で完結的に考察することで終らせず、本来の意味での全体的、総合的な比較法的分析を加え、制度化に積極的なヨーロッパや韓国などと80年代後半以降制度の後退が顕著なアメリカというグローバルなレベルでのその異なった展開の方向や、反論権の対象範囲についてドイツ型とフランス型の区別などを析出している点も重要である。さらに、とりわけ注目されるのは、従来の多くの研究のように、その比較法研究の成果を単に外国の制度として紹介するというのではなく、日本への制度導入を強く意識し、それぞれの国の制度とその経験を主体的、実践的な視点から吟味・検証し、その成果を批判的に摂取しようとしていることである。

第四に、理論研究としても本研究はいくつか重要な提起を行っている。まず何よりも注目されるのは、日本では必ずしも支配的とは言い難い、反論権を積極的に捉える立場から、反論権を基礎付け、その制度化を図るべくこのテーマに果敢なアプローチを試みていることである。そして、その中で、前述したように、自主規制も視野に収めた幅広い射程の議論を展開するとともに、その主観的側面と客観的側面の区別と関係、アクセス権概念との関係、広狭のタイプの違いなど、反論権の概念についていくつかの重要なポイントがよりクリアーに整理されている点も留意されてしかるべきである。

第五に、理論研究にとどまらず、日本での反論権の制度化のあり方が法案の提示なども伴って具体的に探求・提示されているのも本論文の大きな特徴であり、重要な積極的意味をもつ点である。前述したように、反論権のテーマは、理論的な論点であると同時に、現在の日本のジャーナリズムや市民にとって逸することのできない実践的な課題でもある。本論文は、学問的な裏づけをもって、自主規制的な方法も含めいくつかのオプションを示しつつ、反論権制度のあるべき姿を積極的、具体的に提案する日本で初めてと云っていい本格的な試みであり、学界とメディア界双方で真剣に受け止められるべき画期的な問題提起を含んでいる。

次に本論文の形式的側面についての積極的な特徴として、まず第一に、本論文は相当の研究蓄積をもち、膨大な数にのぼる内外の文献を綿密かつ丹念に渉獵し、それを的確に整理・分析しつつ、自らの主張を組み立てており、先行研究を踏まえるという学問的な手続がしっかりと踏まれていることが指摘できる。第二に、論文では、概念の整理や論点の設定、節や章の組み立てなどが緻密かつ論理的に展開され、明晰な考察が丁寧に重ねられていることや、ところどころでチャートを添えることによって複雑な仕組みや手続がわかりやすく説明されるなど、叙述に工夫が施されている点なども評価に値する。

以上から、本論文は課程博士論文として求められる水準を十分に満たすものである。

しかしながら、本研究はもちろん完全なものではなく、いくつかの課題を抱えているのも事実である。まずその内容的な点では、第一に、反論権をさらに掘り下げて理解する上で、方法論のレベルとしては、著者も認めているように、この論文ではジャーナリズム論的な視点からのアプローチは必ずしも十分とは言えず、今後このテーマの探求を続けていく際には、社会的責任論と反論権の関わりからのより踏み込んだ探求、編集権や公正原則と反論権の関係の考察、意識調査も含むメディアの現場への反論権の萎縮効果の実態的研究、自主規制的な反論権の制度化の前提としての報道評議会やプレス・オンブズマン制度自体の検討など、ジャーナリズム論的視点のより本格的な研究への取り込みと考察の深化が求められることである。

第二に、理論的には、反論権を表現の自由理論の中にどう位置付けるかをさらに踏み込んで、深く考察することが必要である。本論文の基本的立場は、反論権を表現の自由理論に積極的に位置付け、そこに読み込むという見解であるが、こうした国家の積極的関与を認め、表現の自由に請求権的な権利性を付与しようとする反論権肯定論に対しては、表現の自由をあくまでも妨害排除請求権としての消極的自由として捉える有力学説から厳しい批判が向けられてきたし、憲法の表現の自由規定をもっぱらヨーロッパ的に理解する解釈にも有力な異論がありうるので、反論権を支持し、これを主張するためにはこれらを論破するだけのさらに踏み込んだ説得的な根拠付けと論理展開が求められる。また、広義の反論権を行使しうる者と狭義の反論権の行使者とともに「報道被害者」と括るのは正確とはいえないし、法的な反論権と自主規制的な方法による反論権の機能分担の明確化も必要である。

第三に、実際の、実践的レベルでも日本におけるメディアや表現に対する法的・国家的な規制強化の趨勢を考えると反論権の法的強制のオプションには慎重な検討が必要であり、自主的な方法の重要性に一層の配慮が払われるべきであることである。また、反論権の制度化に関わって、ドイツなどの例に倣って仮処分手続による救済が想定されているが、ドイツなどの制度と必ずしも同じとは言えない日本の手続では、当事者の審尋も要さず対審的構造を欠き、決定書も簡略な記載で済むなど、反論権の法的な救済・強制に相応しいか疑問があり、現行手続を前提とする場合には一定の工夫が求められよう。

次に、形式面では、第一に、全体として邦文文献にやや偏っているきらいがあり、特に比較法的な研究については、今後それぞれの国の研究文献をさらに広く調査する必要がある。第二に、専門用語や人名・事件名の表記などについては、表記の不統一などもみられ、工夫の余地がある。

以上のように不十分な点や課題もあるが、前述したように、本論文は反論権についての優れた研究成果であり、課程博士論文として認めるに相応しい実質を備えていると判断される。

[結 論]

審査・試験委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第5条（課程博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試験委員会

主査・委員長	田島 泰彦
副査・委員	鈴木 雄雅
副査・委員	武市 英雄（大妻女子大学文学部・教授）
副査・委員	右崎 正博（獨協大学法学部・教授）